

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

規則	〇福島県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則	五	〇特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件	三	
〇保安林の指定をする予定である旨の通知があった件	五	〇特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった件	三	〇肥料の検査の結果の概要を公表する件	三
公告	〇平成二十年十二月十六日付け定例第二千四十号中	三	正誤	三	

規 則

福島県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年一月二十七日

福島県知事 佐藤 雄 平

福島県規則第三号

福島県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則

福島県営住宅等条例施行規則(平成九年福島県規則第八十二号)の一部を次のように改正する。

別表第二「福島県営梅ヶ丘団地の項中「二十四号棟」を「二十六号棟」に改める。

附 則

この規則は、平成二十一年二月一日から施行する。

(建築住宅課)

告 示

福島県告示第四十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成二十一年一月二十七日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 保安林予定森林の所在場所

南会津郡只見町大字布沢・南会津町東・宮里・塩ノ原・中ノ井(以上二町五大字国有林。次の図に示す部分に限る。)

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

二 保安林予定森林の所在場所

南会津郡只見町大字黒谷・大字叶津・大字塩沢・南会津町宮澤・内川・大原・宮里(以上二町七大字国有林。次の図に示す部分に限る。)

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

大字黒谷(国有林。次の図に示す部分に限る。)

(2) その他の森林については、主伐は、択伐による。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県農林水産部森林林業総室治山対策課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(治山対策課)

公 告

公告第四十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十一年一月二十七日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 申請のあった年月日

平成二十一年一月十四日

二 名称

特定非営利活動法人右近清水と桜を守る会

三 代表者の氏名

百井 宗夫

四 主たる事務所の所在地

福島県相馬郡新地町谷地小屋字釣師五十三番地の二

五 定款に記載された目的

この法人は、平成名水百選に選ばれた地域の名水右近清水を末永く後世に継承するため、右近清水周辺環境の保全等に関する事業を行い、併せて地域づくりの推進、子どもの健全育成に関する事業を実施し、右近清水を核として地域活性化に寄与することを目的とする。

(文化振興課)

公告第四十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十一年一月二十七日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 申請のあった年月日

平成二十一年一月十九日

二 名称

特定非営利活動法人希来里

三 代表者の氏名

橋爪 伸喜

四 主たる事務所の所在地

福島県大沼郡会津美里町富川字富岡百六十七番地

五 定款に記載された目的

この法人は、会津美里町及びその周辺の障がい者、その家族の人たちに対して、地

域生活をするために必要な支援事業を行い、地域福祉の発展に寄与することを目的とする。

(文化振興課)

公告四十二号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第三十条第七項の規定により、平成二十年十月から同年十二月までの間に収去した肥料の検査の結果の概要を次のとおり公表する。

平成二十一年一月二十七日

福島県知事 佐藤 雄 平

平成20年10月分

(特殊肥料)

特殊肥料の指定名	生産業者、輸入業者又は販売業者	届 出 名 (及び商品名)	検査の結果						備考		
			TN (%)	TP (%)	TK (%)	TCu (mg/kg)	TZn (mg/kg)	TCaO (%)		C/N	水分 (%)
たい肥	株式会社伊藤食品工業	伊藤肥料	0.7	0.3	0.7	10	37	0.6	23	56.0	

平成20年11月分

(特殊肥料)

特殊肥料の指定名	生産業者、輸入業者又は販売業者	届 出 名 (及び商品名)	検査の結果						備考		
			TN (%)	TP (%)	TK (%)	TCu (mg/kg)	TZn (mg/kg)	TCaO (%)		C/N	水分 (%)
たい肥	高山章	高山さんちの堆肥	0.8	0.8	0.6	20	115	0.7	15	64.5	

平成20年12月分

(特殊肥料)

生産業者、	検査の結果

特殊肥料 の指定名	輸入業者又 は販売業者	届 出 名 (及び商品名)	TN (%)	TP (%)	TK (%)	TCu (mg/ kg)	TZn (mg/ kg)	TCaO (%)	C/N	水分 (%)	備考
たい肥	森山拓蔵	森山堆肥	1.0	1.9	1.7	15	88	0.4	13	61.2	
たい肥	阿部弘	発酵堆肥	0.5	0.5	1.6	11	63	0.7	26	65.8	

注 主成分の略号は、次のとおりである。

TN—窒素全量、TP—りん酸全量、TK—加里全量、TCu—銅全量、TZn—亜鉛全量、TCaO—石灰全量、C/N—炭素窒素比、水分—水分含有量

(農業総合センター)

正 誤

ページ	段	行	正	誤
-----	---	---	---	---

○平成二十年十二月十六日付定例第二千四十号

七五二	上	目次中	保安林の指定をする予定である旨通知があった件の一部を改正する件	保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった件の一部を改正する件
七五四	上	後ろから五	保安林の指定をする予定である旨通知があった件	保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった件